

海洋再生可能エネルギー発電設備の 整備に係る海域の利用の促進に 関する法律について

第53回北海道景観審議会

令和5年(2023年) 8月2日

北海道建設部まちづくり局都市計画課

再エネ海域利用法の成立・施行

- ・洋上風力発電について、海域利用のルール整備などの必要性が指摘されていたところ。
- ・これを踏まえ、必要なルール整備を実施するため、「**海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律**（以下、再エネ海域利用法）」が2019年4月1日より施行。

【主な課題】

課題① 海域利用に関する 統一的なルールがない。

- ・海域利用(占有)の統一ルールなし
(都道府県の許可は通常3~5年と短期)
- ・中長期的な事業予見可能性が低く、資金調達が困難。

課題② 先行利用者との調整 の枠組みが不明確

- ・海運や漁業等の地域の先行利用者との調整に係る枠組みが存在しない。

課題③ 高コスト

- ・FIT価格が欧州と比べ高額。
- ・国内に経験ある事業者が不足。

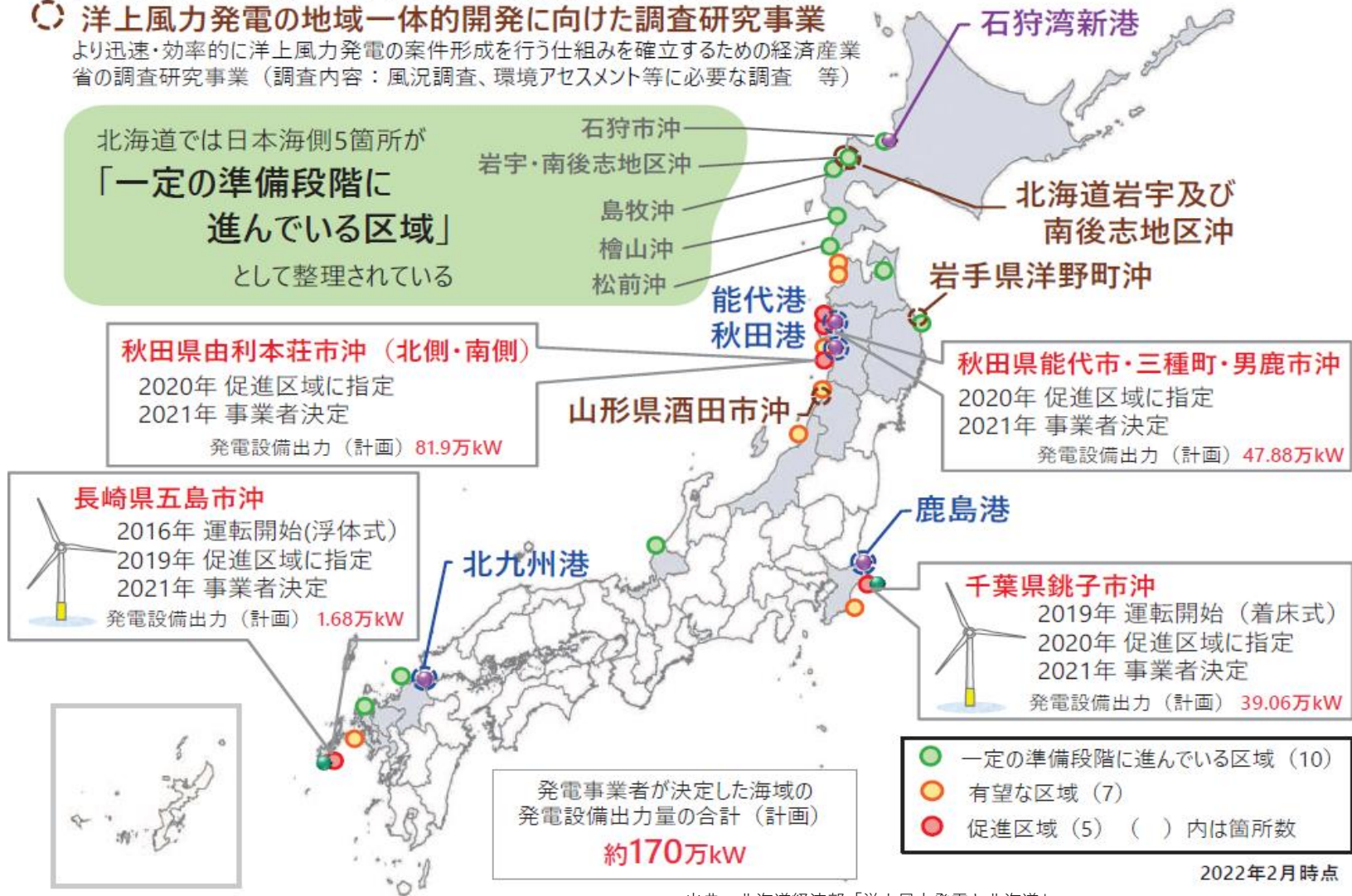
【対応】

- ・国が、洋上風力発電事業を実施可能な促進区域を指定。公募を行って事業者を選定、長期占有を可能とする制度を創設。
→十分な占有期間(30年間)を担保し、事業の安定性を確保。
- ・関係者間の協議の場である協議会を設置。
地元調整を円滑化
- ・区域指定の際、関係省庁とも協議。
他の公益との整合性を確認。
→事業者の予見可能性向上、負担軽減。
- ・価格等により事業者を公募・選定。
→競争を促してコストを低減。

再エネ海域利用法の創設により実現

国内の洋上風力発電に関する動向¹²⁾

- 既設の洋上風車
- 港湾区域の洋上風力発電事業（港湾法に基づいて実施）
- 海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点（基地港湾）
国交省が海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾（基地港湾）として指定
- 洋上風力発電の地域一体的開発に向けた調査研究事業
より迅速・効率的に洋上風力発電の案件形成を行う仕組みを確立するための経済産業省の調査研究事業（調査内容：風況調査、環境アセスメント等に必要調査等）

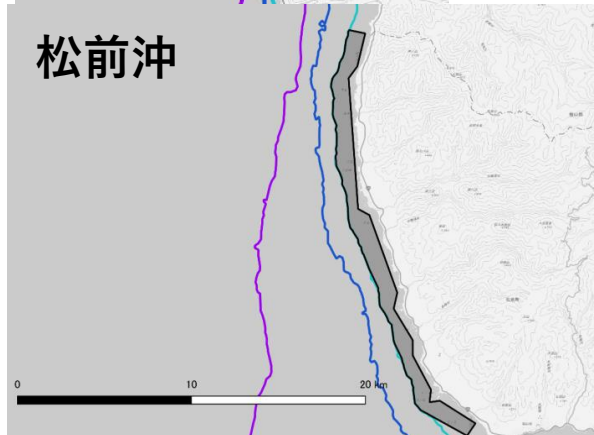
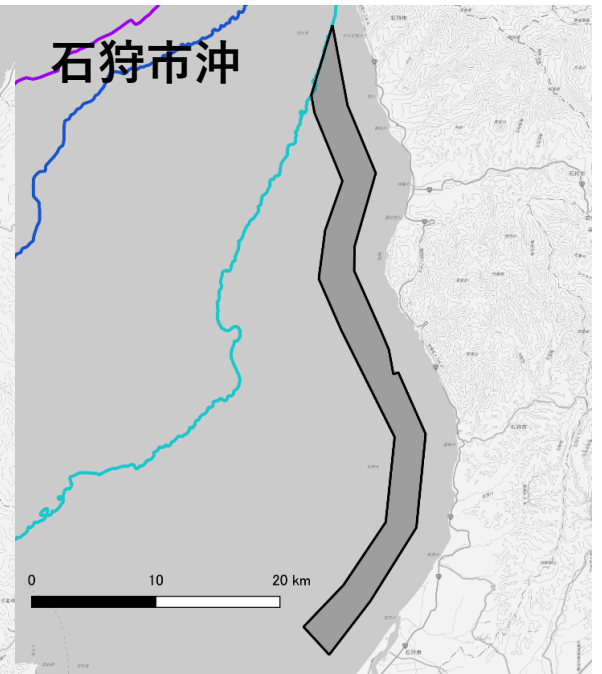
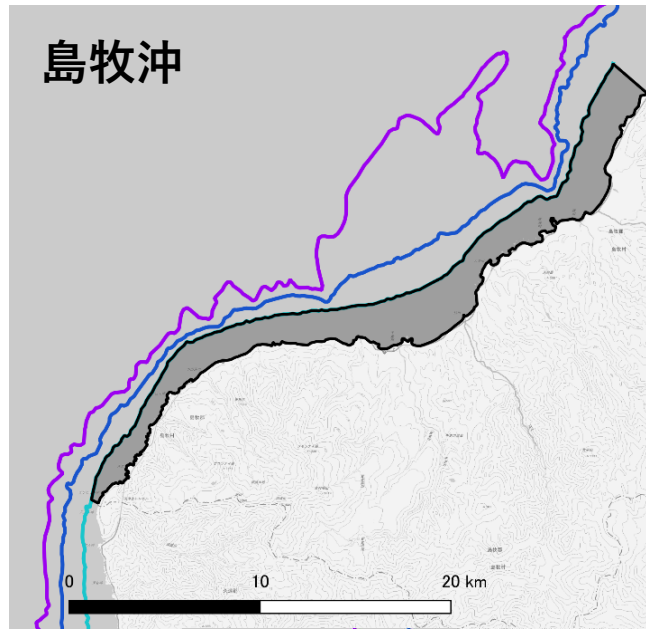
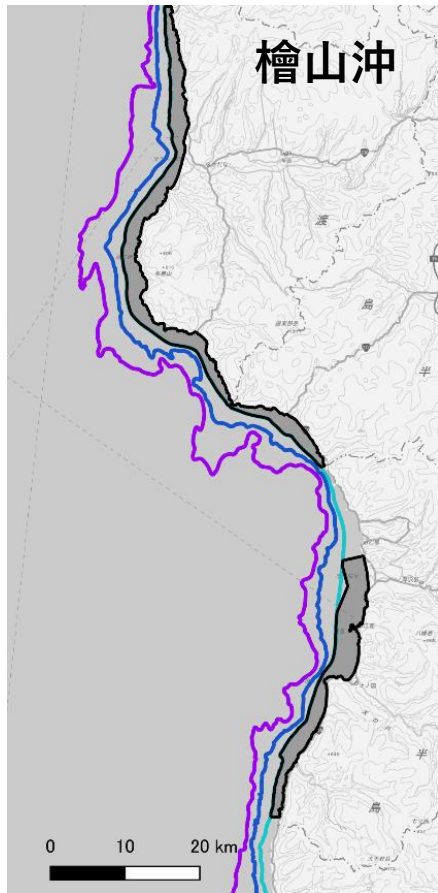


出典：北海道経済部「洋上風力発電と北海道」

再エネ海域利用法に基づく促進区域の指定 に向け、「有望な区域」として整理

- 2023年5月12日に経済産業省と国土交通省が準備区域の5区域としていた
 - **石狩市沖**
 - **岩宇・南後志地区沖**
 - **島牧沖**
 - **檜山沖**
 - **松前沖**

について、早期に促進区域に指定できる見込みがあり、より具体的な検討を進める区域として「有望な区域」として整理したと発表。



区域指定から運営開始までのスケジュール

• 促進区域の指定から運営開始までの期間については、

①区域指定の翌年に事業者選定

②その翌年にFIT認定、区域の占用許可

年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
促進区域指定	○									
事業者選定		○	← 環境アセスメント等実施 →							
FIT認定			○							

※環境アセスメントについては、前倒しで実施することにより事業者選定後の時間短縮が可能。